

令和4年度第3回袖ヶ浦市文化財審議会

1 開催日 令和4年11月24日(木) 13:30~15:00

2 開催場所 袖ヶ浦市郷土博物館研修室

3 出席委員

会長	山田 常雄	委員	笹生 衛
副会長	成田 篤彦	委員	濱名 徳順
委員	高橋 克		

(欠席委員)

委員	日塔 和彦	委員	梶原 正方
----	-------	----	-------

4 出席職員

教育部長	小阪 潤一郎	副主査	石井 祐樹
生涯学習課長	高浦 正充	学芸員	鎌田 望里
主幹	能城 秀喜	班長	田中 大介

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議題

- (1) 飽富神社唯一社頭年中行事について
- (2) 光福寺の仏像について
- (3) 指定文化財案内板の設置について
- (4) その他

7 報告

- (1) 指定文化財の修理等について
- (2) 安藤家住宅主屋・土蔵・稻荷社の国登録文化財への登録について
- (3) その他

8 議事等

議題 (1) 飽富神社唯一社頭年中行事

事務局：資料に沿って説明

高橋委員：資料1-1P13の35丁裏に「以上」と記載があり、この前後で「二十」の書き方が全く違うなど筆が変わっていることは明らかである。また、「以上」以降は資料1-2の表面下側から裏面にかけての新しい年代のことが記載されているので追加されたものと考えられる。そのため、喬栄が従五位下に叙されてから亡くなるまでの間に書かれたものと推定される。

笹生委員：喬栄が常陸介に任官されたことと、靈人号の許可が下りた時期が一致してきているのではないかと。高橋委員が説明されたように、年中行事は喬栄没年以前に喬栄によって書かれ、「以上」以降は次の代に書かれ全体として装丁しなおしたと考えれば年代的にもあってくるのではないかと。成立年代は18世紀後半頃とすれば間違いないのではないかと。指定にあたっては、1つの行事というより、江戸時代からの素性がわかっている飽富神社の年中行事としてとらえ、一部抜けはあるが、現在でも行事が行われていることが重要である。その裏付け資料としてこの古文書があり、さらに吉田神道と関りという歴史的背景がある。全国的にも珍しい指定の仕方であり、袖ヶ浦の文化財のアピールポイントになるのではないかと。現在の民俗行事の研究にとっても非常に興味深い内容である。

山田会長：指定のタイトルとしてはどのようにしたらよいか。

笹生委員：「飽富神社年中行事と関連文書」や「飽富神社年中行事と飽富神社唯一社頭年中行事」という形で、年中行事と文書をセットで考えたかどうか。個別の行事ではなく年中行事全体として指定し、その裏付けとして18世紀後半の古文書で年中行事として行われたことがわかる。

高橋委員：行事全体を指定してしまうと、今残っている行事全てを残していかないといけないというプレッシャーを飽富神社に与えてしまうことにならないか。なくなってしまったものは、いつなくなったかを記録できればよいのか。ただし、指定すると現状変更の届出が必要になってくる。

笹生委員：単発の行事の方が管理しやすい。行事全体を指定するには、指定する側とされる側にそれだけの覚悟が必要となってくる。指定される側が維持できるかというところが問題となってくる。民俗行事を指定することはその行事を残していくということになるが、実際に行事を維持できなくなってくるという現状を考えると、民俗行事は維持していくものなのか記録選択という形で記録にとどめていくものなのか、今後民俗行事を文化財としてどのように取り扱っていくかという問題とも直結する。

高橋委員：神社と結びついているから難しい。

笹生委員：明治以降、神社の祭典自体は画一化されている。その前後の準備や直会等に独自性がある。民俗行事のどの部分を保存していかなければならないということ議論する必要がある。

山田会長：民俗行事自体にランク付けをするか。

笹生委員：それは難しい。民俗行事と古文書を合わせて指定することが難しいならば、今は古文書だけを指定するか、民俗行事の裏付けをとれる文書群として指定するという手かと思われる。

- 濱名委員：まずは古文書を指定することが第一ではないか。民俗行事については徐々に進めていく方がよい。
- 高橋委員：古文書単体で指定したほうが指定しやすいこともあるが、この古文書自体の価値が見直されることになる。また、現在行われている年中行事の重要性を証明するために古文書を活用することができるようになる。
- 笹生委員：飽富神社で実際に行事を行っている方や市民に古文書に裏付けされた行事が現在も行われていることを知ってもらうことになる。
- 山田会長：第一に古文書を指定し、その後年中行事の追加または別個のものとして指定する方向で進めてもらいたい。

議題（２）光福寺の仏像について

事務局：資料に沿って説明

濱名委員：千手観音菩薩立像（光福01）については、平安後期に当地で制作されたものと考えられる。この時期の下総と上総の仏像はかなり異なる。下総は洗練されたものが多い一方、上総は地方色が豊かでひなびたところがある。また、数量的には上総の方が多く規模も大きい。上総には上総らしい仏像世界があることは研究者間でも認められており、その中心には上総氏の存在があったと考えられている。千手観音菩薩立像も上総的な仏像の典型と思われるが、残念ながら、後世の手が加えられており、別の仏像になってしまっている。しかし、上総氏の勢力は中世の早い時期に衰えてしまうが、仏像は残されており、江戸時代になると先祖伝来の仏像として祀られているということを表していると考えられる。県内の平安期の千手観音像については、最近確認された仏像以外は指定されており、この仏像についてもそれらの仏像に引けを取らない、上総の平安後期の文化を伝える貴重な資料であることから指定に値するものと考えられる。

妙見菩薩立像については、年代観については人によって異なるかもしれないが、南北朝くらいに遡ると考えられる。先ほど上総氏が中世の早い時期に衰えると話をしたが、現在の茂原市と長南町の境付近の墨田を本貫とした残党の末裔が鎌倉時代後期から末にかけて畔蒜荘に進出し、その結果袖ヶ浦市に妙見信仰の痕跡が多く残されている。上総において、上総氏の残党が千葉化して生き延びたところに妙見信仰が多く残されている。袖ヶ浦市はその典型例である。この妙見菩薩立像は千葉化した上総氏が残したものと考えられる。妙見菩薩立像（光福03）については、状態が悪くなく作風も若干劣ることから指定にはふさわしくないと考えたところである。

山田会長：２つの妙見菩薩立像には関連性がないのか。

濱名委員：あると思われる。場合によると片方の仏像がお前立の可能性もある。しかし、記録を見ると、光福寺の下寺として妙見寺というお寺が存在し、また、光福寺内にも妙見宮が存在したとのことである。大きい方（光福02）が妙見寺の本尊で、小さい方（光福03）が妙見宮に祀られていた可能性もある。光福寺を中心とした一体に、濃厚に妙見信仰があったことは疑いないと考えられる。

笹生委員：平安仏となると、県内でも数少なく、ほぼ県指定レベルではないか。ついては、このような新しい発見があるということを県に伝えてもよいのではないか。

山田会長：県の文化財課に連絡をしてもらいたい。

笹生委員：妙見菩薩立像は貴重な品だと感じた。また、袖ヶ浦市内に妙見信仰が多く認められるとのことであったが、横田地区にも覚園寺の仏像胎内から発見された帳簿に妙見堂の記述があり、また、現在の地名にも残されており、確実に室町中期以前にはあることは間違いない。これまで袖ヶ浦市の妙見信仰が文献から指摘されてきたが、それを裏付けるモノとして重要であり、市の指定とすることには意味がある。

濱名委員：袖ヶ浦市史をもとに資料2 P20の妙見信仰関係社寺一覧を作成したが、継続調査により、袖ヶ浦市の妙見信仰がある程度明らかになる気がする。上総氏は名前に「胤」をつけ、妙見社を祀ることによって千葉化し生き延びてきた。

山田会長：上総氏の話から歴史的な背景を含めて説明してもらったが、本件の01と02については指定に向けて準備を進めてほしい。

議題（3）指定文化財案内板の設置について

事務局：資料3に沿って説明

濱名委員：3行目の寛永年間のカッコ内だけに「年」が残っているので、とったほうがよい。

笹生委員：基本的には、元号年（西暦（年なし））という表記になると思う。寛永年間という表記の場合は統一感が取れなくなる。単色写真の方は「年」が二重で入っている。

事務局：こちらは本文の表記に合わせる。

笹生委員：年が2つあるのは煩雑である。

濱名委員：美術史は、元号年（西暦（年なし））の表記であるが、国史大辞典に倣うようにいわれている。

山田会長：以前の表記を確認して合わせてほしい。

報告（1）指定文化財の修理等について

事務局：資料に沿って説明

山田会長：諏訪神社の修理は誰が行っているのか。

事務局：地元の大工である。本殿周囲の覆屋の工事のみである。

山田会長：修理費用は県が負担しているのか。

事務局：市が半額補助している保険で賄っている。

山田会長：小高神社はどうなっているのか。

事務局：犯人は見つかっていない。保険で修理する予定である。拝殿については地元で修理している。

高橋委員：防犯対策はどうしているのか。

事務局：見回り等防犯対策を強化するよう通知を出した。

濱名委員：文化財の保険に入るにあたって市が補助金を出しているのか。

事務局：毎年保険料の半額を補助している。

報告（２）安藤家住宅主屋・土蔵・稲荷社の国登録文化財への登録について

事務局：資料沿って説明

山田会長：登録件数は何件になるのか。

事務局：件数だと２件である。

高橋委員：稲荷社の土台の修繕等を行うのか。

事務局：おそらく修繕しないと思われる。

報告（３）その他

事務局：今後の日程について説明

笹生委員：３月２日は入試と重なっているので、出席できない場合もある。

会議終了後、山野貝塚発掘調査の現地視察を実施

以上

令和4年度 第3回袖ヶ浦市文化財審議会 会議次第

日 時 令和4年11月24日(木)
場 所 郷土博物館研修室

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 議題

- (1) 飽富神社唯一社頭年中行事について
- (2) 光福寺の仏像について
- (3) 指定文化財案内板の設置について
- (4) その他

5 報告

- (1) 指定文化財修理等の状況について
- (2) 安藤家住宅主屋・土蔵・稻荷社の国登録文化財への登録について
- (3) その他

6 閉会のことば

7 現地視察

山野貝塚第10次調査

令和4年度 第3回袖ヶ浦市文化財審議会資料

目 次

1 議題

- (1) 飽富神社唯一社頭年中行事について P 1
- (2) 光福寺の仏像について P 1
- (3) 指定文化財案内板の設置について P 1

2 報告

- (1) 指定文化財修理等の状況について P 2
- (2) 安藤家住宅主屋・土蔵・稲荷社の国登録文化財への登録について
. P 2

3 現地視察

- 山野貝塚第 10 次調査 P 3

別添資料

- 資料 1 - 1 唯一社頭年中行事写真 (抜粋)
- 資料 1 - 2 深河喬栄関係年表
- 資料 1 - 3 飽富神社年中行事概略
- 資料 2 光福寺仏像調査調書
- 資料 3 松見寺虚無僧墓碑 (修正案)
- 資料 4 安藤家住宅主屋・土蔵・稲荷社の国登録文化財官報告示
- 資料 5 山野貝塚調査箇所

議題（１）飽富神社唯一社頭年中行事について

第２回書面会議において、飽富神社『唯一社頭年中行事』の作成年代については、「喬栄が従五位下に叙された明和７年から没した享和元年の間に絞られるのではないだろうか」との意見をいただきました（資料１-１、２）。

これまで天明年間とされてきた根拠が特に認められないことから、作成年代についてはもう少し幅を持たせて、１８世紀後半としたいが、それについて意見を伺います。

また、第２回書面会議及び以前の会議において、『唯一社頭年中行事』単独ではなく飽富神社の年中行事と組み合わせた指定について意見をいただきました。

これまで、『唯一社頭年中行事』に記載された行事のうち、現在も行われている行事と行われていない行事を分別し（資料１-３）、現在も行われている「御田植の神事」の調査を実施しましたが、今後の指定に向けて、他の神事についても調査したほうがよいのか、またはこの段階で指定に向けて進んでよいのか意見を伺うものです。

議題（２）光福寺の仏像について

７月２０日に濱名委員により調査された光福寺の仏像について、第２回書面会議において、調査調書を報告しました。

３体のうち２体については指定に相当するとの意見をいただいておりますので、内容について説明し、今後の指定に向けて意見を伺うものです（資料２）。

議題（３）指定文化財案内板の設置について（松見寺虚無僧墓碑）

第２回書面会議でいただいた意見に基づいて板面案を修正し、再度提示しますので、意見を伺うものです（資料３）。

報告（１）指定文化財修理等の状況について

飽富神社東照宮

令和元年台風により被害を受けた市指定文化財飽富神社東照宮について、令和４年秋ごろから修理を実施する予定でしたが、施工業者の都合上、来年度早々から修理に着手することになりました。

小高神社本殿

第２回書面会議でご報告しました、銅板屋根の剥ぎ取り被害を受けた小高神社本殿について、平成２４年度に解体修理工事を行った岩瀬建築有限会社から見積りを徴取し、保険会社とやり取りをし、修理に向けて準備を進めているところです。

諏訪神社本殿

指定文化財の本殿を覆う覆屋が痛んできたことから、９月から修理を実施中です。指定文化財である本殿に影響を与えないように工事してもらうよう依頼しています。

報告（２）安藤家住宅主屋・土蔵・稲荷社の国登録文化財への登録について

令和４年７月２２日に、国の文化審議会により文部科学大臣に登録有形文化財の登録について答申がされた安藤家住宅主屋・土蔵・稲荷社について、１０月３１日の官報告示により正式に文化財登録原簿へ登録されました（資料４）。

現地視察 山野貝塚第10次調査（資料5）

史跡整備に必要な情報を得るため、令和2年度から継続的に発掘調査を実施しており、今回の調査は3年目の調査で、調査最終年度となります。

令和2年度の調査では、集落の外側に展開する貝層と中央窪地を直線的に結ぶトレンチを3箇所設定し、貝層の堆積状況の把握と中央窪地の土層堆積状況を確認しました（40、41、42T）。

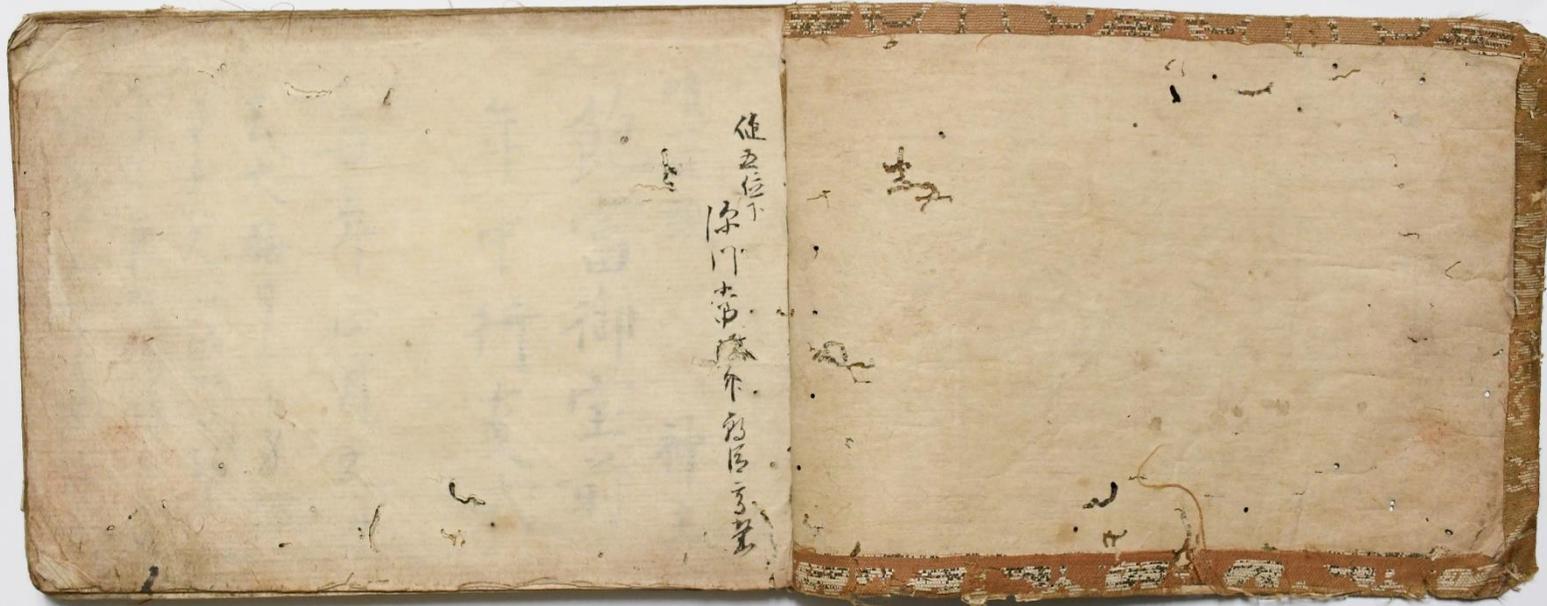
令和3年度の調査では、令和2年度に設定したトレンチの延長部分の調査を実施し、集落の外側から内側に向かい検出遺構や出土遺物が新しくなるという、集落の変遷を把握できました（40～43T）。

また、窪地の形成要因を探るため、貝層を形成する高まり部分と、中央窪地の一部において下層調査を実施し、土層堆積を比較しました。下層調査の結果、高まり部分においては通常の土層堆積を示していたのに対し、窪地部分においては立川ローム層の上層が確認されませんでした。

これらの調査を踏まえ、令和4年度は、中央窪地の南部と推定される箇所と、これまで調査歴の無い史跡東端を調査することによって、中央窪地の様相をさらに把握するとともに、山野貝塚の今後の保存活用に資する情報を得ることを目的に発掘調査を実施します。



表紙裏書



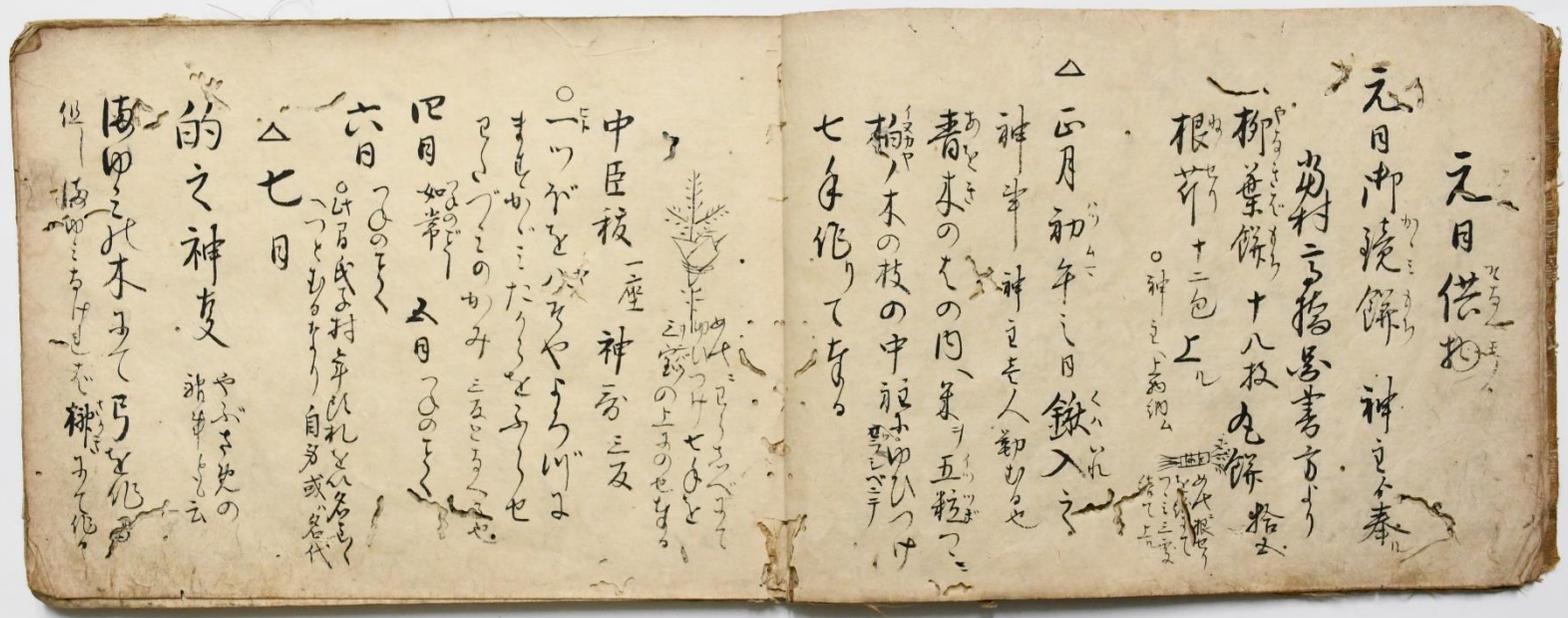
1丁表（左）

唯一社頭 神主
飽富御宝前
年中行夏式
毎年正月元日
在大晦日より夕方に
きりぎりす心込いふ
しりあいのハツ時より
社系すまなかり御津前

1丁裏（右）、2丁表（左）

焼的^{ヤク} 振^ヒ 殿^{テン} 内^{ウチ} 室^{ムロ} 前^{マエ}
 と^と 御^ミ 子^コ 大^{オホ} 被^ヒ と^と 打^ウ 光^{クワ}
 神^{カミ} 打^ヒ つ^つ の^の め^め く^く 事^{コト} 也^ヤ
 申^{ウケ} 枝^エ 一^一 座^ザ
 六^六 根^ネ 一^一 座^ザ
 三^三 種^{シュ} 三^三 十^十 六^六 座^ザ
 今^{イマ} 上^ノ 皇^{ミコ} 帝^{ミカド} 室^{ムロ} 祚^{ソク} 長^{チカ} 久^ク
 御^{ミコ} 武^ブ 運^{ウン} 繁^{シブキ} 榮^{エイ} 五^イ 穀^{コク}
 成^{セイ} 就^{ジウ} 氏^シ 子^シ 安^{アン} 全^{ゼン} 萬^{マン} 民^{ミン}
 豊^{トヨク} 樂^{ラク} 夜^ヨ 乃^ノ 守^{モリ} 利^リ 日^ヒ 乃^ノ
 守^{モリ} 利^リ 仁^ニ 守^{モリ} 利^リ 幸^{サイ} 伊^イ
 玉^{タマ} 降^{コト} 止^ト 忍^ニ 美^ミ 々^々 申^{マウ}
 右^{ミダリ} 三^ミ 日^{ニチ} 之^ノ 行^{ユク} 法^{ホウ} 朝^{アサ} 夕^{ユフ}
 兩^{リウ} 度^{タク} 乃^ノ 益^{ツク} る^ル 去^ク 年^{ネン}
 村^{ムラ} 中^{ナカ} 兼^{カミ} 氏^シ 子^シ 村^{ムラ} 名^ナ 記^キ
 年^{ネン} 以^{ヨリ} 札^サ 内^{ウチ} 前^{マエ} 乃^ノ 記^キ
 神^{カミ} 前^{マエ} 三^ミ 方^{カタ} の^ノ 之^ノ 小^コ の^ノ 也^ヤ 也^ヤ
 乃^ノ 重^{オモシ} 之^ノ 日^ヒ 乃^ノ 記^キ 申^{マウ}
 年^{ネン} 以^{ヨリ} 勤^{チン} め^め の^ノ 事^{コト} 申^{マウ}
 前^{マエ} 室^{ムロ} 座^ザ

2丁裏（右）、3丁表（左）



3丁裏～28丁表までは省略

28丁裏（右）、29丁表（左）

申す所の如く
 御神奉年八月中長根六根後
 三種ニテマ 御堂に御事と云
 △十一月
 △式日のついでついの如く
 今御下りし御事
 法座四指の夜
 今月 初年の夜の夜子の時
 今年の特穂を以て上下両方
 振色一ましく成乾の冬と区
 中長根六根三種の丈穂と
 ついでと云く今〇〇新穀あり
 △十五日 子夜社と云阿り
 大ぬきといふと毛生しん
 いのちなり
 △十二月
 △式日のついでついの如く
 十三日 御堂に御事
 御切取御戸をひらき登と
 入まじくは御座と云き
 後中長六根三種ついの如く
 申す所の如く
 夕方御膳と云く
 年内ニ立春の御事
 焼めと云く
 立春の御事
 焼めと云く
 立春の御事

30丁裏 (右)、31丁表 (左)

浦邊
 △河未社七十五座 中正
 ○御本殿ウシ口東之方河未社
 ○東ヨリカ一
 ○久保田八幡宮 八月十日 惣祭 河未供上
 ○三作村三輪大明神 六月の祭
 ○八王子野田村 九月十日 惣祭 河未供上
 ○伊弉諾伊弉册神社 末娘の古祭
 ○若宮八幡宮 元来河未に祀
 上祀 入 祭 去後
 ○河内之方河未社
 ○棟ヨリカ一
 ○稻荷大明神 河未供上
 ○花波村八幡宮
 ○花瘡神 古来花波村に祀
 ○庚申猿田彦大神 男女の古祭
 ○天照鏡太神
 ○右十社
 ○河内之方東之方二十社
 ○龍田太神宮 六月の祭
 ○太田命宮 日
 ○牛頭天王宮 六月の祭
 ○三之宮太神 いせの祭
 ○保食大明神 六月の祭
 ○雅産大明神 六月の祭
 ○福王神社 六月の祭
 ○澳津彦太神 六月の祭
 ○澳津姫太神 日
 ○大己貴太神 六月の祭

31丁裏（右）、32丁表（左）

○住吉大明神 おんむきのみかみ社
 ○香取太神宮 運のきりみ
 ○鹿嶋太神宮 運のきりみ
 ○白鳥太神宮 運のきりみ
 ○大將軍太神宮 運のきりみ
 ○酒解大明神 酒のきりみ
 ○豊字加大明神 ふくのきりみ
 ○少彦谷太神宮 少彦のきりみ
 ○石凝姥神社 女のきりみ
 ○柳葉大明神 あんのきりみ
 ○西之方十三社
 ○高原大明神 あくのきりみ
 ○廣畑大明神 あくのきりみ
 ○米倉大明神 あくのきりみ
 ○秋口大明神 あくのきりみ
 ○飯岡大明神 あくのきりみ
 ○泉加大明神 あくのきりみ
 ○廣田大明神 あくのきりみ
 ○飯盛大明神 あくのきりみ
 ○清地太神宮 あくのきりみ
 ○大宮賣神社 あくのきりみ
 ○波志取大明神 あくのきりみ
 ○花輪之大明神 あくのきりみ
 ○初杉大明神 あくのきりみ
 ○麦之方九社

32丁裏 (右)、33丁表 (左)

〇寅方四社
 〇大山祇神社 山の神
 〇彦龍大明神 ふくの神
 〇姫龍大明神 〃
 〇東明大明神 まよめの神
 〇卯方二社
 〇春日大明神 家の神
 〇太玉大明神 〃
 〇北方十社
 〇菅苞大明神 ふくの神
 〇岡家大明神 田畑の神
 〇栗嶋大明神 女の神
 〇草薙大明神 〃
 〇岐大明神 ふぐまの神

〇南方三社
 〇神之宮塩安神社 ふくの神
 〇矢立八幡宮 弓矢の神
 〇子安大明神 女の神
 〇金山彦太神 ふくの神
 〇見通大明神 智恵の神
 〇飯粥大明神 〃
 〇第五太神宮 〃
 〇第四太神宮 〃
 〇第二太神宮 ふくの神
 〇第一太神宮 彦狹知命の神
 〇手置大明神 〃
 〇服部大明神 女の神
 〇飯取大明神 ふくの神

33丁裏（右）、34丁表（左）

海神宮
 高之宮
 合魂大明神
 天雲神社
 第輪大明神
 申方ニ社
 白狐大明神
 東鎮神社
 軻遇突智神社
 木花淺間宮
 外別宮
 天滿天神宮
 東照大権現宮
 天王宮
 宗源宣旨清居垂神
 二月十八日
 十月十九日
 谷路目屋入祭料
 永くニ及奉祀し以れ

34丁裏 (右)、35丁表 (左)

△靈神祭日記

一日 小女娘靈神 市正妻治部少輔十二月朔日死 之母ナリ

二日 阿津美大兄灵神 遠江守獻家子常陸外兄ナリ

三日 宣旨鹽會靈神 名福子進家女常陸外 喬家之母

四日 治部少輔進家靈神 市正秀豐子從五位下 寶曆九年巳卯 十二月四日 八拾二歳死

五日 遠江守獻家灵神 常陸外實父明和五年戊子 九月七日七拾四歳去 四拾七歳

六日 登良娘灵神 花沢惣右衛門女八月七日 七十三歳死

八日 大和守正忠靈神 寛文四年治部義政 大和守正忠之妻良父也 寛永十八年辛巳六月八日六十一歳死

九日 於喜子娘灵神 遠江守獻家子常陸外姉ナリ

十日 十一日 十二日 十三日

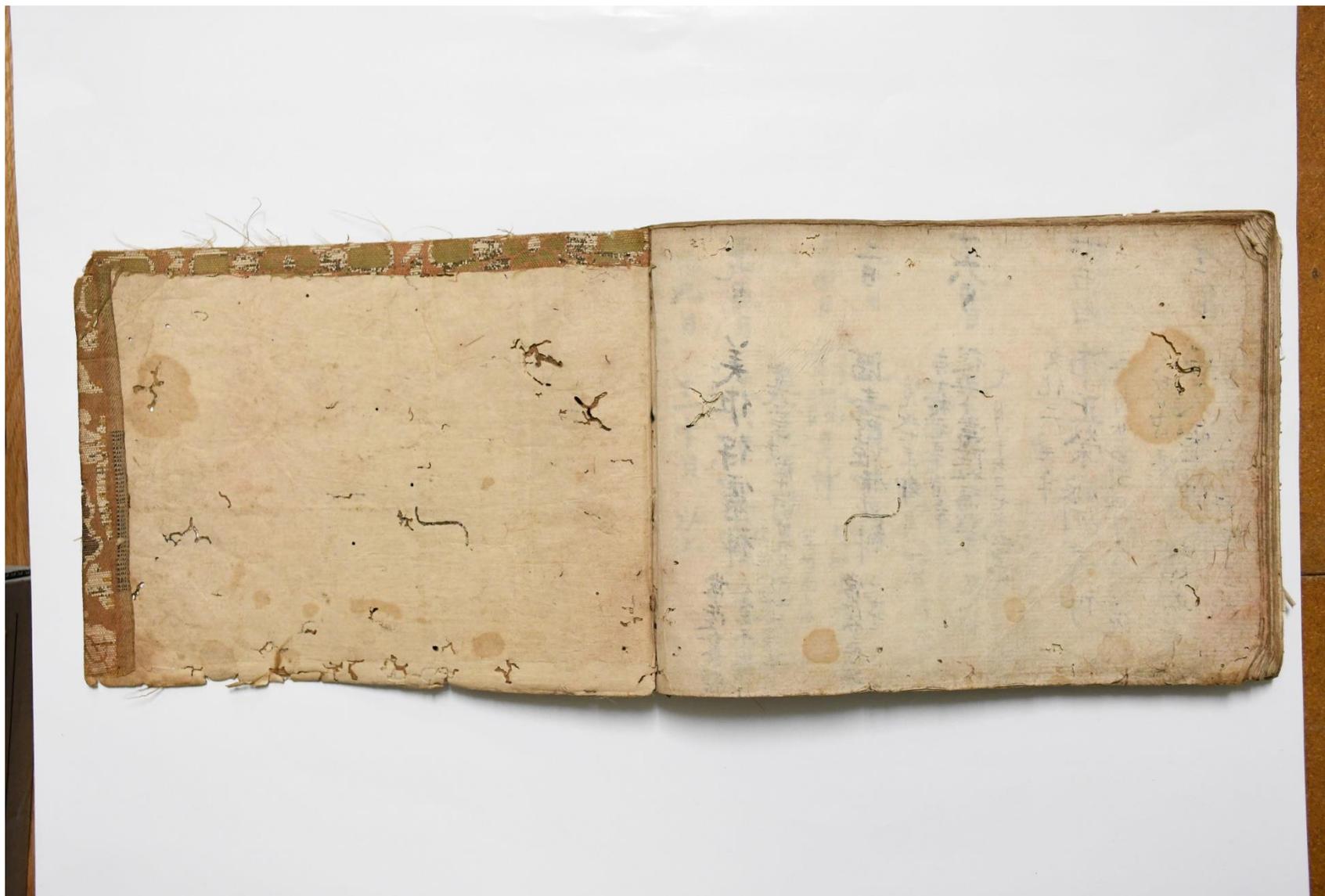
十四日 波姫灵神 市正秀豊延宝元年 十月十四日 常陸外姉

十五日 吉孝灵神 判官大彌天正四年三月十五日死 七十三歳死

十六日 治部元吉灵神 治部義政元和三年 丁巳五月十六日死 八拾二歳

35丁裏 (右)、36丁表 (左)

十七日 享保十二年丙午十月十七日
 市正秀豊^{トヨ}灵神 御本殿建立
 七拾三歳死
 十八日 神主安永六年丁酉撰書致部
 掃部順榮^{トヨ}灵神 正月十八日二十歳死
 帝陸公喬栄二月十日
 十九日 二十日 國^{クニ}姫^{ヒメ}灵神 高橋清房秀英娘
 享保八年癸卯 遠江守敏定実母 五十六歳死
 十九日 十九日 九三日
 九四日 兼讚^{トヨ}灵神 大和守正忠义
 延宝七年未巳月八十五歳死
 十九日 十九日 九七日 十九日
 十九日 二十日 以上
 廿九日 美保^{トヨ}保^{トヨ}灵神 常陸守高榮
 寛政三年庚戌十月廿日
 二日 満寿^{トヨ}姬^{トヨ}灵神 常陸守高榮
 寛政七年癸卯二月死
 廿五日 市正榮^{トヨ}齋^{トヨ}灵神 文化二年乙丑年
 三月廿五日四十六歳死
 十二日 豊人^{トヨ}灵神 大和正五郎
 正月十二日 行年十二歳





西暦	元号	元号年	喬栄年齢	関係事項	深河家関連文書				
					表題(内容)	年代	差出人	受取人	備考
1764	明和	1	38						
1765		2	39						
1766		3	40						
1767		4	41						
1768		5	42	52代猷栄死去 ※吉田殿御免神道講師					
1769		6	43						
1770	明和	7	44	外記宣旨 (深河喬栄常陸介宣下)	明和7年2月28日	大外記兼掃部頭造酒主 中原朝臣師資	藤原喬栄	深河淳家文書 袖ヶ浦町教育委員会1988『袖ヶ浦町史料目録 補遺編』	
				藤原喬栄位記 (従五位下 叙位)	明和7年2月28日	式部大輔 左大弁 紀光	藤原朝臣喬栄	飽富神社 袖ヶ浦町教育委員会1988『袖ヶ浦町史料目録 補遺編』	
				外記宣旨 (従五位下宣下) <端裏書>	明和7年2月28日	蔵人頭左大弁 藤原紀光	藤原喬栄	深河淳家文書 袖ヶ浦町教育委員会1988『袖ヶ浦町史料目録 補遺編』	
				外記宣旨 (常陸介叙任)	明和7年2月28日	蔵人頭左弁 藤原紀光	藤原喬栄	深河淳家文書 袖ヶ浦町教育委員会1988『袖ヶ浦町史料目録 補遺編』	
				神道啓状 (従五位下常陸介勅許冥加至也)	明和7年3月5日	神祇管領長上 正三位 卜部朝臣	飽富神社 神主 藤原喬栄	深河淳家文書 袖ヶ浦町教育委員会1988『袖ヶ浦町史料目録 補遺編』	
1771		8	45						
1772	明和 安永	9 1	46	唯一神道初重口伝 護身神法	明和9年正月	深河常陸介藤原喬栄	花澤兩當丈	飽富神社 袖ヶ浦町教育委員会1988『袖ヶ浦町史料目録 補遺編』	
1773	安永	2	47	家用日記 (社例年中行事、神主系譜)	安永2年3月15日	飽富宮 神主		飽富神社 袖ヶ浦町教育委員会1988『袖ヶ浦町史料目録 補遺編』	
1774		3	48						
1775		4	49						
1776		5	50						
1777		6	51						
1778		7	52		奉禱祀飽富宮武運繫栄祈所	安永7年正月	従五位下 深河常陸介藤原朝臣喬栄		深河家文書 袖ヶ浦町史編さん委員会1980『袖ヶ浦町史目録 長浦・根形地区編』
1779		8	53						
1780		9	54						
1781	安永 天明	10 1	55	差上申一礼之事 (舟仕立二際シ神社名拝借ノ御礼一礼)	天明元年6月	蔵波村 船主 長八 同 平助 親類 徳右衛門	飯富村神主 深河常陸介殿	深河家文書 袖ヶ浦町史編さん委員会1980『袖ヶ浦町史目録 長浦・根形地区編』	
1782	天明	2	56						
1783		3	57						
1784		4	58						
1785		5	59						
1786		6	60						
1787		7	61						
1788			8	62	差上申一礼之事(諸役御免除)	天明8年7月	深河常陸	御巡見 倉橋長右衛門様 三田権之助様 内藤平八郎様 御役人中	深河家文書 袖ヶ浦町史編さん委員会1980『袖ヶ浦町史目録 長浦・根形地区編』
1789	天明 寛政	9 1	63						
1790	寛政	2	64						
1791		3	65						
1792		4	66		一日衣冠束帯神道裁許状	寛政4年4月3日	神祇管領長 卜部朝臣	飯富大明神 神主 藤原栄昌	深河淳家文書 袖ヶ浦町教育委員会1988『袖ヶ浦町史料目録 補遺編』
1793		5	67						
1794		6	68						
1795		7	69						
1796		8	70		武蔵彦国相对勸化巡行帳	寛政8年6月	飯富村飯富神社 神主 深川市正	深河家文書 袖ヶ浦町史編さん委員会1980『袖ヶ浦町史目録 長浦・根形地区編』	
1797		9	71						
1798		10	72		(易覚書)	寛政10年11月	深河朝臣栄齐	深河家文書 袖ヶ浦町史編さん委員会1980『袖ヶ浦町史目録 長浦・根形地区編』	
1799		11	73						
1800		12	74						
1801		寛政 享和	13 1	75	7月16日 喬栄死去	入置申一礼之事 (行倒者殺害ノ訴訟取下ケ二付)	享和元年3月20日	喜左衛門 同人 妻 しゆん	深河治部介殿
	差入申一礼之事 (居屋敷破損一件内済二付)				享和元年3月26日	相手 半九郎 証人 半右衛門	神主 深河治部介様		

深河喬栄関係年表

西暦	元号	元号年	喬栄年齢	関係事項	深河家関連文書					
					表題(内容)	年代	差出人	受取人	備考	
1802	享和	2	1							
1803		3								
1804	享和文化	4								
1805		1								
1805	文化	2			烏帽子狩衣神道裁許状	文化2年11月26日	神祇管領長 卜部朝臣良連	飽富神社 神主 藤原勝栄	深河淳家文書 袖ヶ浦町教育委員会1988『袖ヶ浦町史料目録 補遺編』	
					中臣祓	文化2年11月26日	神道管領 長上卜部朝臣良連	藤原勝栄	飽富神社 袖ヶ浦町教育委員会1988『袖ヶ浦町史料目録 補遺編』	
1806		3			差入申一札之事 (田畑流地二付)	文化3年霜月	源蔵 世話人 祐斉 同 長左衛門	深川大和殿	深河家文書 袖ヶ浦町史編さん委員会1980『袖ヶ浦町史目録 長浦・根形地区編』	
1807		4								
1808		5								
1809		6								
1810		文化		7		差入申一札之事 (藤右衛門方家内破損一件議定請書)	文化7年2月	飯富村 当人百姓 藤右衛門 差添人同人 五人組 弥次右衛門	同村神主 深川大和様 百姓 □□左衛門殿	深河家文書 袖ヶ浦町史編さん委員会1980『袖ヶ浦町史目録 長浦・根形地区編』
						議定証文之事 (藤右衛門方家内破損一件内済請書)	文化7年2月	飯富村 扱人神主 深川大和 同百姓 □□左衛門	同村百姓 藤右衛門殿	
1811				8						
1812				9		唯一神道初重口伝 護身神法	文化9年正月	深河大和守勝栄		飽富神社 袖ヶ浦町教育委員会1988『袖ヶ浦町史料目録 補遺編』
1813				10						
1814				11						
1815				12						
1816				13						
1817		14								
1818	文化 文政	15								
1819	文政	1								
1820		2								
1821		3								
1822		4								
1823		5								
1824		6								
1825		7								
1825		8			唯一神道初重口伝 護身神法	文政8年正月	深河大和守勝栄		飽富神社 袖ヶ浦町教育委員会1988『袖ヶ浦町史料目録 補遺編』	
1826		9		『唯一社頭年中行事』最後の表記 文政九戌年 要人霊神 大和正長二男ナリ 正月十二日 行年十二歳						
不明				七福神	不明	飽富祭 從五位下 益見翁拜書		深河家文書 袖ヶ浦町史編さん委員会1980『袖ヶ浦町史目録 長浦・根形地区編』		
				(神道系図)	不明	南総飽富宮司 深河喬栄謹選				

時期	一月													
	元旦 ～ 三日	初午	七日	十一日	十四日 ～ 十五日	初午	七日	初午	十五日	二月	三月	四月	五月	六月
名称		歛入之神事	的之神事 (やぶさめの神事)	御蔵開御神事	筒粥神事	初午の神事	疱瘡神の神事	ひやりの神事 (春きとう)	交會之神事 (衣交ノ神事)	御田植の神事			神輿渡御	初午
概略(唯一社頭年中行事記載内容)	大晦日より勤め、祝詞を奏上し、三が日の間、朝晩に行法を勤める。	青木の葉の中へ米を五粒ずつ柏の木の枝の中程に、ワラしべで結いつけ、七本作って奉納する。	的を弓矢で射貫き、当たった箇所はその年の天候を占う。	神輿蔵を開き、赤飯・お神酒を供え、祝詞を奏上する。	束ねた葦筒を粥で煮て、粥の入り具合で作物の出来を占う。	境内西の方、東より一番目の宮、稲荷大明神に、しどき(米粉で作った楕円形の餅)十二枚を笹に乗せて奉げる。	前日に作った赤い紙の幣、しめ縄、赤い紙のしめ四たれを小豆飯と共に早朝に供える。	馬場、東、ふのふど(フノド)の各戸にお札を配布する。	男神の矛、女神の矛と称して榊の木二本にしめをつけ、長さ三尺ばかりの細い竹の先へ結び付け、神前の壇の両方へ立て掛ける。	葦苗を早乙女役の女子が参拝者に放り投げる	粽の矛と呼ばれるものが役所より届けられ、神前に奉る。	前日に御輿洗いあり、当日、神納神楽奉納後、御輿渡御し、御手洗井にてお浜降りする		
現況	元旦は神主を呼ぶ。三が日は神社役員が参拝者のお払い等行う	実施せず	昭和初期から中断	十一日実施。祝詞はない。	千葉県指定無形民俗文化財	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず	四月第一日曜実施	実施せず	七月十五日付近、宮薙 二十三日御輿化粧 二十四日例祭 お浜降りは昭和七年まで		

	十二月		十一月			十月	九月				八月	時期
立春	二十八日	十三日	十五日	初午	一日	十五日	三十日	十三日		九日	一日	
立春御祈祷	御かざり御神前	御すすはらひの神事	子共社参	五こく成就の祭	御下り之神事	御留主行事	御のぼりの神事	初米の神事 なりものおさめの神事	鎮守祭 (いなり祭)	(重陽の節供 か?)	八朔の神事	名称
柁をさし、大豆を宮から初めて、神主宅まで順次に撒く。	竹五本に、榊・モミもしくは榿の木を八本束ねて整える。一束に七十五本のお飾りまきを付ける。飽富神社は松を嫌うため、松は用いない。	本殿の戸を開いて笹を入れ、御座を清め祝詞を奏上する。本殿、幣殿、拝殿の順に清め、お膳を供える。	大ぬさをいただき、成人を祈る。	今年の稲穂を以て上下四方に振り回し、来年の五穀成就を祈る。	出雲からの出迎え神事を行う。	午の刻に祝詞奏上する。	神主から柳葉餅七十五枚、三郎右衛門からお供えを奉納し、祝詞奏上する。	午の刻に神楽を奉納、祝詞奏上する。	九月初めから十九日まで、氏子の各家の鎮守祭を行う。古いお札を出させ、新しいものと取り換える。	神前神楽行事	富納土(フノド)徳平より神酒、赤飯、甘酒が奉納される。	概略(唯一社頭年中行事記載内容)
節分祭として実施 神主も呼ぶ。	このようなお飾りは置かないが、竹の飾りを置く家は数軒ある。	十二月の都合の良い日に実施。お供えはせず。	七五三は十月、区に子どもがいれば実施	実施せず	十二月一日 祝詞奏上し、直会	実施せず	十月三十一日 祝詞奏上し、直会	実施せず	十一月二〜三日 稲荷祭りとして、札は販売する	実施せず	風祭りを実施 八月最後の日曜日 神社・区役員で神事を行う。	現況

千葉県袖ヶ浦市光福寺仏像調査調書

目 次

千手觀音菩薩立像 (光福 01)	1
妙見菩薩立像 (光福 02)	19
妙見菩薩立像 (光福 03)	35

像名：千手観音菩薩立像 1体 報告書No.32-7

所在地：袖ヶ浦市三箇 2010 光福寺	TEL 0438-74-8181
住職名：佐藤 照方 師	指定等：無し
年代：平安時代後期	作者：不明
材質：木造 古色 彫眼	伝来：本堂右脇壇に安置。岩崎寺より移座されたとされる。
銘文等：台座裏に昭和 19 年の修理銘。	構造：一木造
実査：濱名、久保、京極、高橋	調査日：令和 4 年 7 月 20 日
像高：145.7	髪際高：127.8
耳張：16.8	面長：14.0
面幅：14.4	面奥：20.5
胸奥：18.0 (中央)	腹奥：24.1
肘張：43.2 (真手) 62.6 (最大張)	裾張：32.1

備考・所見

形状
<p>頭に宝髻（比較的低い垂髻）を結う。天冠台（列弁文）彫出。天冠台上に頭上面を一列に現す（四面現存、加えて柄穴が六個遺る）天冠前飾（簪、冠繒付き）を着用する。天冠台下地髪は疎らに毛筋を彫る。白毫相を現す。面部温顔。耳朶環状。首に三道相を現す。</p> <p>胸飾を装着。上半身には条帛を掛け回し、肩より天衣を掛ける。天衣は左右肘の内側を通り、膝前に上下二段に掛かる。真手は鳩尾高で合掌（合掌手）、第二手は真手の臂より分かれ、正面下腹部で掌を重ね、持物（宝鉢）を執る（宝鉢手）。第三手は両腕上腕部より出て臂を曲げ、掌を挙げて持物を執る（左持物亡失・右蓮華）。真手・第二手は腕釧、第三手は腕釧、臂釧を着用。下半身には裙を着用。裙は左を前に中央で合わせ、上端を一段折り返す。裸足で台座上に直立する。台座は返花・仰蓮よりなる。光背は円光背。</p>
品質・構造
<p>頭体幹部を豎一材（材不明檜カ）より彫出、内刳は無いものと思われる。上半身背面に別材（横三材カ）を矧ぎ寄せる（後補、当初の上半身背面は脇手が付随していたものと思われる）。真手・第二手は本体と同材より彫成。真手は手首先のみ別材製。第二手は前端を別材製とする。第三手は別材製で、左右とも臂先、手首先はさらに別材製と思われる。装身具は金銅製、瓔珞にはビーズを交える。下半身は背面に豎二材（杉材）を矧ぎ寄せている。前面は膝下に複数材（五材カ）を寄せていて、足もその材より彫成している。両足先、両足柄別材製。本体は全体に麻布貼りし、古色塗りとしている。台座・光背は寄木造。</p>
状態
<p>欠失部：白毫珠、脇手、頭上面六面（さらに頂上仏面一面も失っているものと思われる）、脇手、天衣遊離部。</p> <p>後補部：頭上面四面、鼻先、両耳朶、装身具、体幹部背面、真手手首先、第二手前端、第三手、下半身下端前面、両足、両足柄。麻布貼り、古色塗り。台座・光背。</p>
備考と考察
<p>かつて岩崎寺の持仏であったと伝えられる。『袖ヶ浦市の仏像・仏具』では不空羼索観音立像とされているが、頭上面を十（あるいは十一）持つこと、さらに第二手が宝鉢手となることから、千手観音像が脇手を失ったものと見なすことができる（なお、岩崎寺の『什物改帳』（文政 6 年 1859）では当像は「本尊十一面観音像」と記されている）。一木造で内刳を持たない古様な構造、衣文線の浅く温雅な彫法から、作期は平安時代後期と考えられる。比較的厚みのある体軀、彫の深い目鼻立ちは古様だが、これは上総の平安時代後期の仏像には多く見られる特徴である。</p> <p>岩崎寺は三箇に所在した光福寺の門徒寺であり、昭和 30 年 4 月に光福寺に合併されたとされる。台座天板裏の墨書銘は昭和 19 年 12 月 8 日のもので修理銘であるが、像前面下端や足、台座光背の補作はこの時のことと思われる。修復事業の主催者は岩崎寺第 64 世の寛舜師で、仏師は「浅草 真野辰三郎」が起用されている。当時の光福寺の住職は 55 世の義寛師と思われ、「寛」字を通字とした同じ法系の僧と推定される。その際、岩崎寺の方が世代数が多いことは注目すべきである。</p> <p>県内の平安期千手観音像は少なく、私見の及ぶ限りでは、いすみ市善応寺、南房総市真野寺、館山市那古寺、木更津市間暗寺に所在するのみであり、間暗寺像以外は県・市の指定文化財となつて</p>

いる。善心寺像（県指定）は像高 160.5 cm、真野寺像（県指定）は同 172.5 cm で当像より一回り大きい。頭体幹部を一木より彫成し、内刳も持たない構造など共通点は少なく無い。那古寺像（市指定）は像高 149.0 cm と当像とほぼ同規模である。一木造だが粗く内刳した後、背面に別材を矧ぎ寄せるとされるもので、構造は比較的当像に近い。一方、間暗寺像は像高 111.3 cm、当像と同じ榧材の一木造だが、割首を行い、さらに後頭部を割って内刳を施すなどやや手の込んだ構造となっているが、それは後世の仕業の可能性もある。当像はこれらと比較して同程度には当初部分を残している。



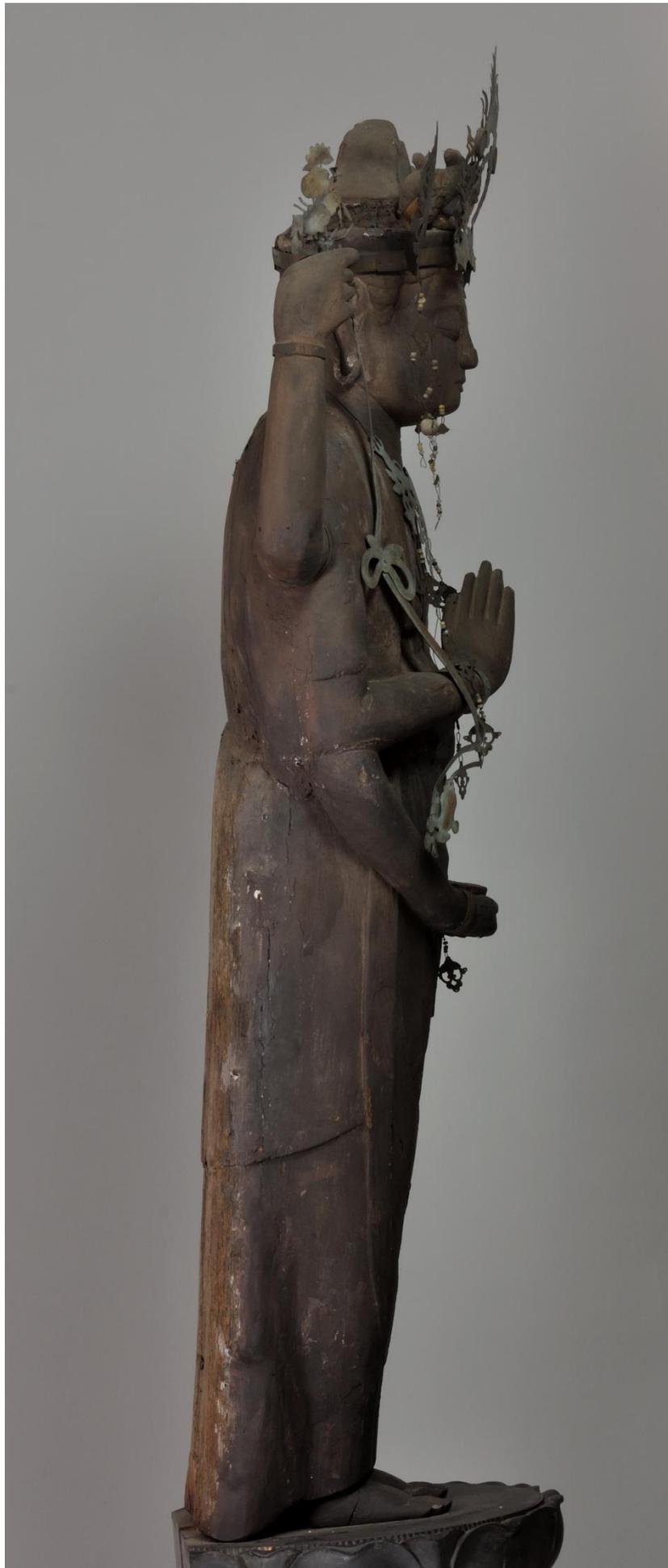
千手觀音菩薩立像 (光福 01) 正面



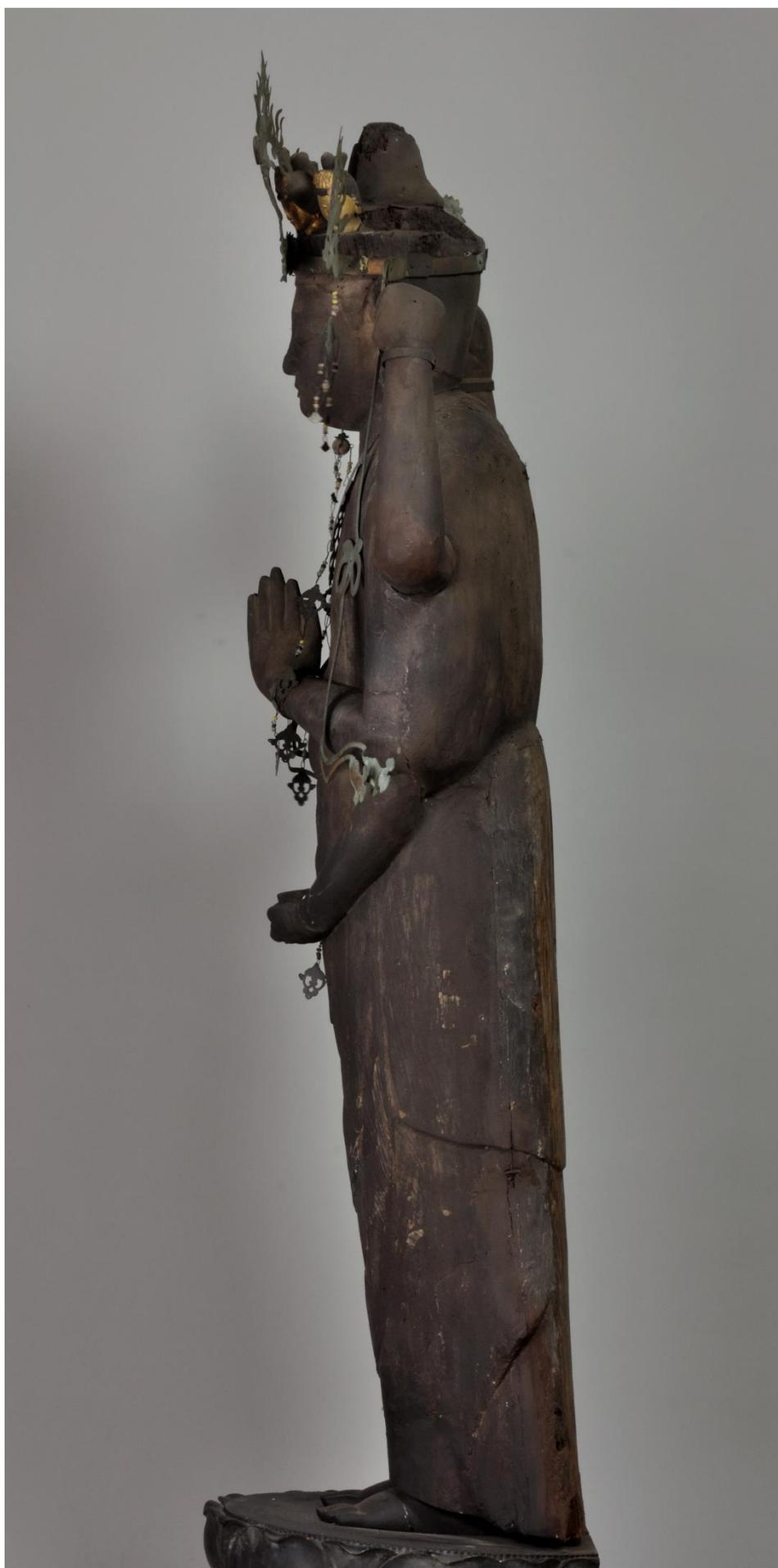
千手観音菩薩立像（光福 01）右斜



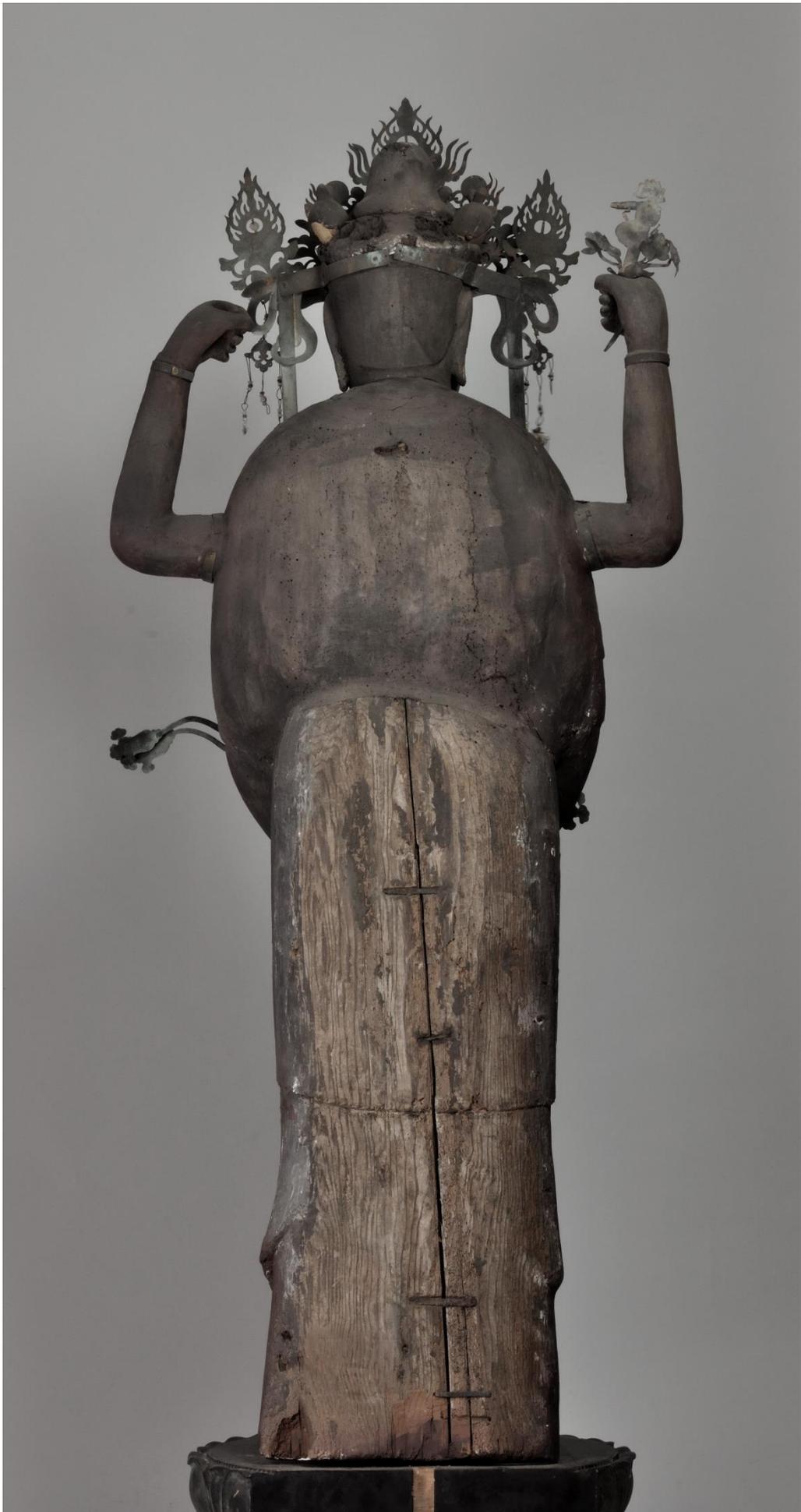
千手觀音菩薩立像（光福 01）左斜



千手觀音菩薩立像（光福 01）右側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）左側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）背面



千手觀音菩薩立像（光福 01）底



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭頂



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部正面



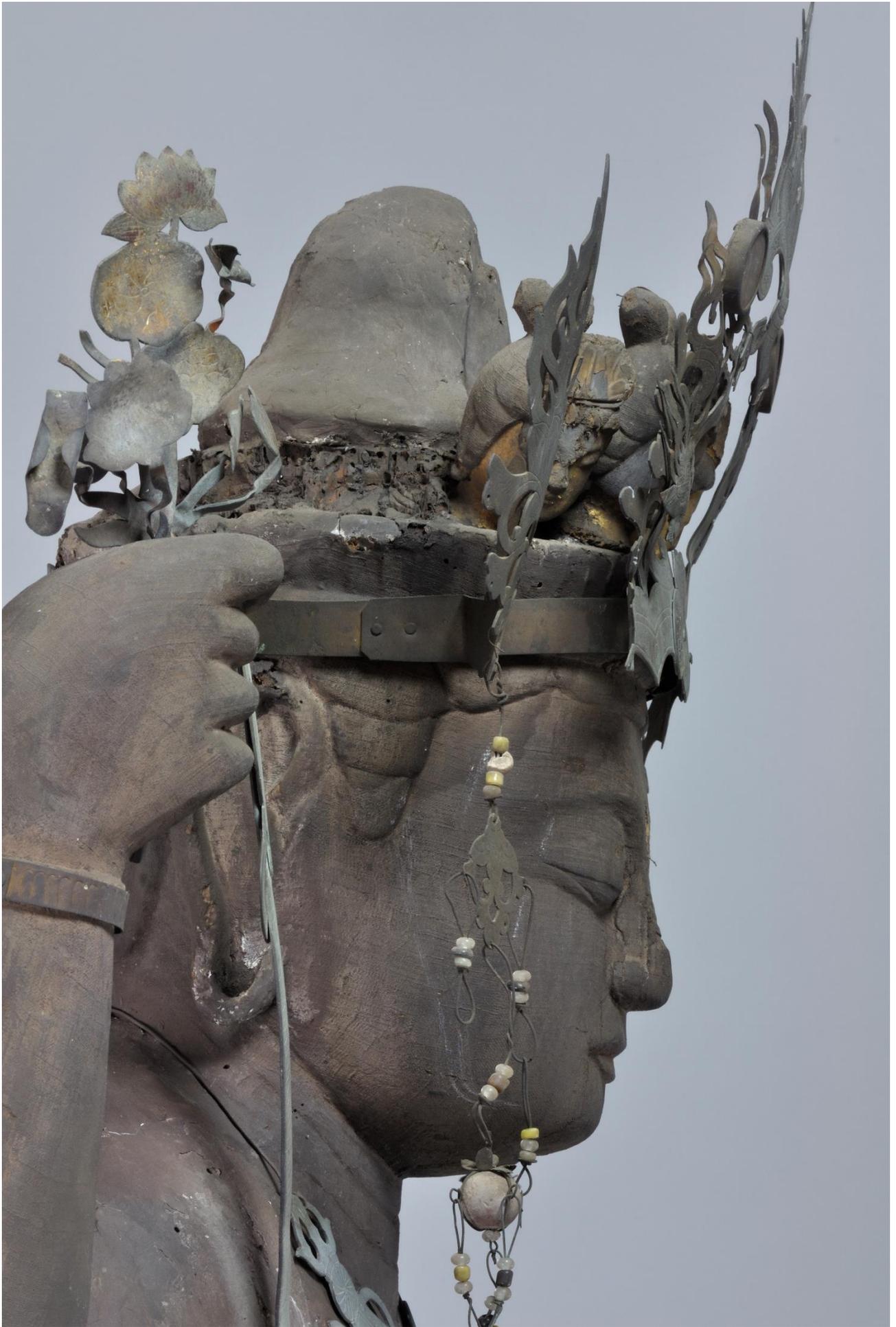
千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部右斜



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部左斜



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部左側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部右側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部左斜後



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部右斜後



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部背面

像名： 光福 02 妙見菩薩立像 1 軀 報告書No.32-6

所在地：袖ヶ浦市三箇 2010 光福寺	TEL 0438-74-8181
住職名：佐藤 照方 師	指定等：無し
年代：南北朝時代	作者：不明
材質：木造 彩色 彫眼	伝来：本堂右脇壇に安置。
銘文等：左足柄に墨書銘。	構造：一木造
実査：濱名、久保、京極、高橋	調査日：令和 4 年 7 月 20 日
像高：39.2	髮際高：
耳張：6.3	面長：5.9
面幅：5.3	面奥：7.8
胸奥：8.6	腹奥：9.7
肘張：	裾張：14.1
足柄出：左 2.5 右 2.6	像底からの割上：3.0

備考・所見

形状
<p>頭髮は中央で分け後ろに流す披髮（背後は背中の中程まで）。白毫相を現さない。眉根を寄せ、目尻を吊上げる。口は軽く閉じる。耳朵不貫。首に三道相を現さない。</p> <p>皮鎧（襟甲、肩甲、胸甲、表甲、下甲、背甲、前盾、脚甲）を着用、鳩尾高と腹高に帯を巻いて緊縛。上の帯は中央に吊り紐を持つ、左右は斜めに下がって両脇で腰帯と一体化する。腹帯には獅嚙を現す。上半身皮鎧の下の着衣不明。天衣を腰帯に絡める。下半身には袴と裙を着用。袴は膝下で足結する。沓を履く。両手亡失のため印相不明。左足をわずかに前に出して立つ。</p>
品質・構造
<p>頭体幹部を堅一材（檜材）より両足柄まで彫出、内刳は無い。両肩先別材製、雇柄（丸柄）にて接合する。彩色仕上。</p>
状態
<p>欠失部：両肩先、右足先内側（足柄も一部欠失）。左目上に虫食い穴が見られる。台座・光背亡失。 後補部：表面彩色。</p>
備考と考察
<p>『袖ヶ浦市の仏像・仏具』では天部立像とされているが、革鎧を着用し頭髮を披髮とすることから妙見菩薩像と見なすことができる。その上、古記録によれば、当寺には門徒寺として三箇字荒久に妙見寺があり、さらに境内にも妙見堂（宮）が所在し、現在でも寺紋を九曜文とするなど妙見信仰が所在したことは明らかである。</p> <p>檜の良材が用いられ、横に張り出した裙先端まで一材から彫成するなど贅沢な木取がされている。胸甲の菊座形の飾りや獅嚙、脚部の足結なども丁寧に鏤刻される入念の制作である。面貌にも精彩がある。体軀にはたっぷりした厚みがあり、正面観でやや寸胴な印象もあるが、側面観では抑揚もあり、全体のバランスは取れている。頭部がやや過大なのは千葉氏の伝承で妙見菩薩が 12～3 才の童子として示現したことを受けたものと考えられる。古様な一木造りとし、目を彫眼としたのも神像を意識した可能性がある。裙の処理にやや煩瑣なところが見られることから、作期は 14 世紀頃と推定することができる。</p> <p>当寺には現在もう一体の妙見菩薩立像（以下光福 03）が伝来していて、この二体がどのような関係であるかは不明であるが、光福 03 が像高 27.9 cm と小像であることから、こちらが当寺境内の妙見堂（宮）に安置され、当像は妙見寺の本尊であったと見なすのが穏当であろうか。</p> <p>左足柄外側の墨書銘は「泰心不口」と読める。造像時の銘と思われるが意味不明である。</p> <p>鎌倉時代後期、小櫃川中流域を横田氏など千葉氏化した角田氏一族が支配したことは先学の指摘するところ（野口実「中世東国武家社会における苗字の継承と再生産」『鎌倉』83号）、『袖ヶ浦市史』によると市内にはかつて妙見信仰に関連した社寺が 15 ヲ所所在したことが判明している。これらの全てが中世に遡る創建か否かは判然としないが、当像などはそうした中世の妙見信仰の遺産と見なすことができる。</p>

袖ヶ浦市内の妙見信仰関係社寺（含む廃寺）

No.	社寺名	現主祭神	祭神像	所在地	備考
1	神明神社	天御中主命		今井 2157	
2	大竹神社	天御中主命		大竹 496	明応 2 年の棟札より、日蓮宗本泰寺に属したことが分かる。明応 2 (1493) 年建立の妙見社であったとの伝承有り。
3	横田神社	伊邪那美命		横田 2470	横田妙見と通称される妙見社、千葉秀胤創建との伝承有り。
4	台神社	天御中主命	妙見木像	上泉 822	
5	阿部神社	天御中主命	石造妙見菩薩像	阿部 19	写真有り、延宝六年造像。別当真言宗寺清浄院。真里谷武田氏の家臣阿部重常勧請の伝承あり。
6	御中主神社	大己貴命	妙見神像がご神体として祀られている。	三ツ作 1843	
7	大和田神社	天御中主命	妙見神と考えられる亀に乗った神像	上泉 542	宝永元 (1704) 年創建とされる。
8	宮田神社	天御中主命	亀の背に乗る木製神像	下宮田 93	妙見宮、阿部村清浄院の支配を受けた。宝永 6 (1709) 年創建と伝えられる。
9	野里神社	天御中主命	二匹の亀の上立つ妙見像	野里 742	文和年中 (1352~56) 鑄造の鰐口がかつて所在。
10	光福寺			三箇	真言宗、境内に妙見宮、稻荷社を祀っていた。
11	妙見寺			三箇	光福寺末門徒寺
12	玉蔵院			三ツ作	真言宗延命寺末、妙見社、八幡社、大宮大明神を支配。
13	常福院			上泉	真言宗延命寺末、妙見社別当。
14	光明寺			川原井	真言宗光福寺末、山号は妙見山、天曆元 (947) 年創建、文亀元 (1501) 年再興。
15	妙見寺			野里	真言宗延命寺末、本尊薬師。明治に廃寺となる。



妙見菩薩立像（光福 02）正面



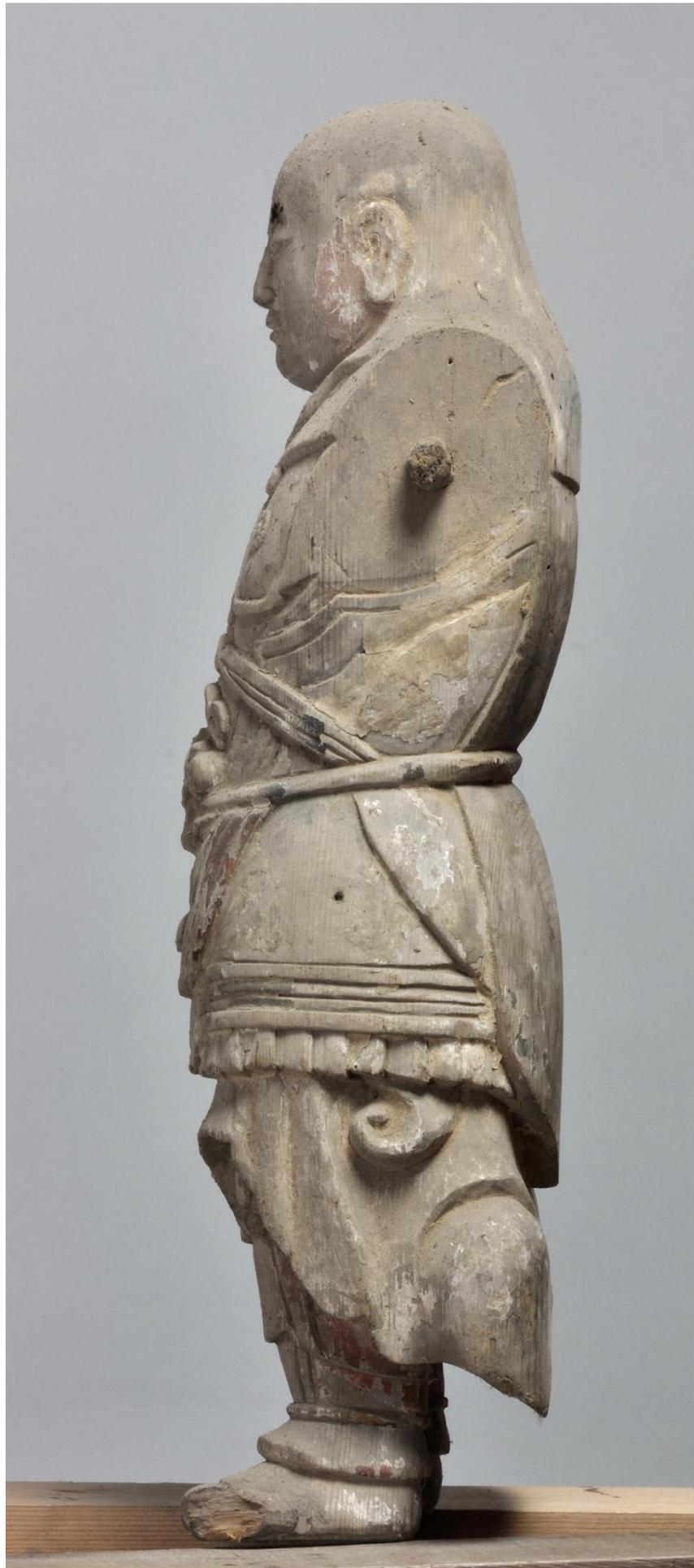
妙見菩薩立像（光福 02）右斜



妙見菩薩立像（光福 02）左斜



妙見菩薩立像（光福 02）右側面



妙見菩薩立像（光福 02）左側面



妙見菩薩立像（光福 02）背面



妙見菩薩立像（光福 02）頭頂



妙見菩薩立像（光福 02）底



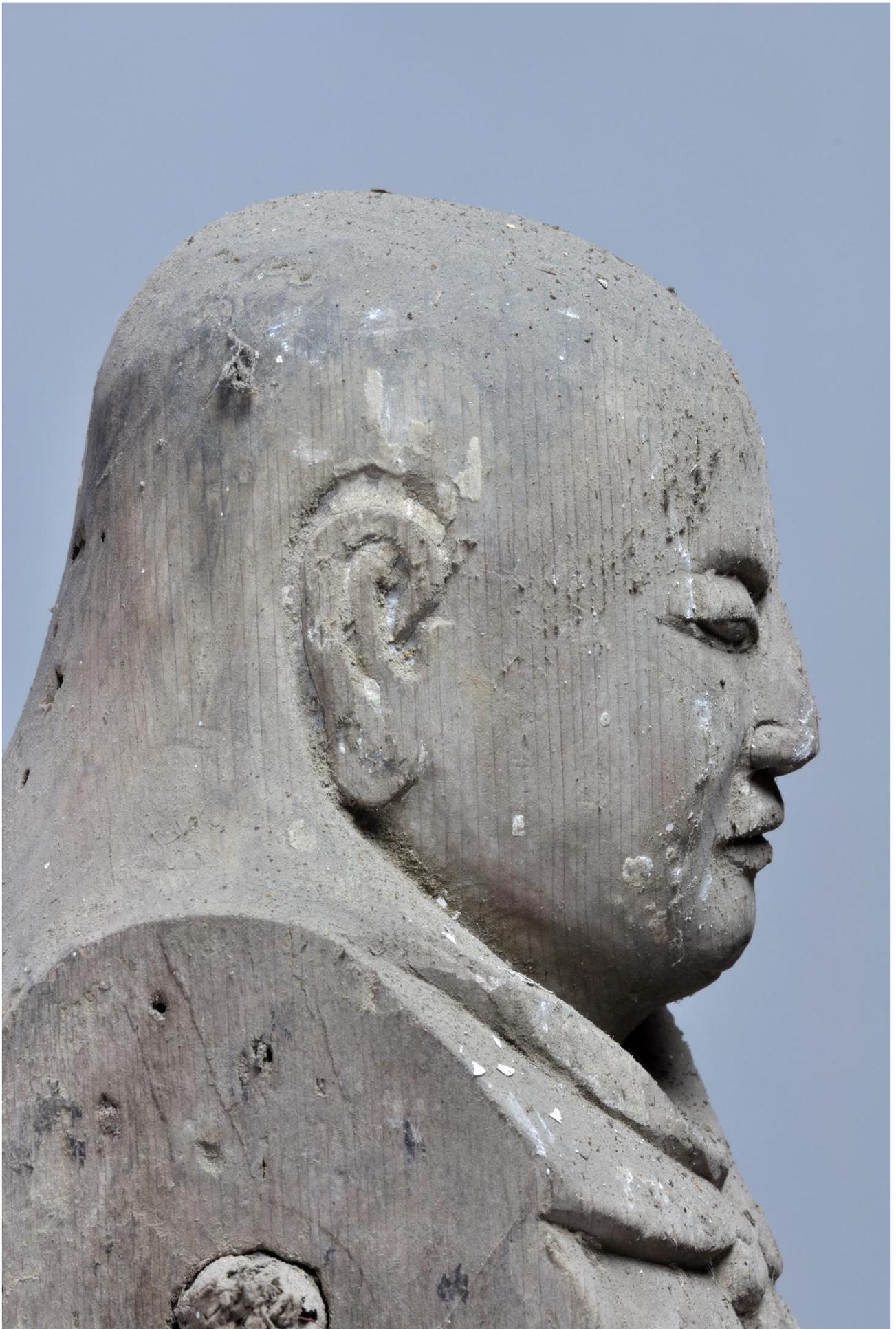
妙見菩薩立像（光福 02）頭部正面



妙見菩薩立像（光福 02）頭部左斜



妙見菩薩立像（光福 02）頭部右斜



妙見菩薩立像（光福 02）頭部右側面



妙見菩薩立像（光福 02）頭部左側面



妙見菩薩立像（光福 02）頭部背面

像名： 光福 03 妙見菩薩立像小 1 軀 報告書No.32-6

所在地：袖ヶ浦市三箇 2010 光福寺	TEL 0438-74-8181
住職名：佐藤 照方 師	指定等：無し
年代：江戸時代カ	作者：不明
材質：木造 彩色 彫眼	伝来：本堂右脇壇に安置。
銘文等：無し。	構造：一木造
実査：濱名、久保、京極、高橋	調査日：令和 4 年 7 月 20 日
像高：27.9	髪際高：27.1
耳張：	面長：5.2
面幅：4.5	面奥：5.5
胸奥：4.7	腹奥：5.2
肘張：	裾張：11.4

備考・所見

形状
<p>頭髪は中央で分け両脇で結ぶ美豆良。白毫相を現さない。丸顔、目は切れ長、口は閉じる。首に三道相を現さない。</p> <p>皮鎧（襟甲、肩甲、胸甲、表甲、下甲、背甲、前盾）を着用、鳩尾高と腹高に帯を巻いて緊縛。上の帯は中央に吊り紐を持つ、左右は斜めに下がって両脇で腰帯と一体化する。腹帯には獅嚙を現す。皮鎧の下上半身の着衣不明。天衣を腰帯に絡める。下半身には袴と裙を着用。袴は膝下で足結する。大略服制は光福 02 と一致している。左肩先亡失。右腕は前出して持物（亡失）を執る勢い。両足を揃えて立つ。光背は輪宝光背。</p>
品質・構造
<p>頭体幹部を豎一材（材不明）より両足まで彫出、内刳は無い。足柄は雇柄とする。左肩先亡失。右肩先は肘まで本体と同一材から彫成、一度割ってから細部を彫成し矧ぎ付けている。右肘先別材製。光背は一材製で背中に釘で打ち付ける。彩色仕上。</p>
状態
<p>欠失部：両美豆良、左肩先、両足先。台座亡失。</p> <p>後補部：右肘先、光背。左膝上に後補の当木有り。彩色も後補カ。</p>
備考と考察
<p>『袖ヶ浦市の仏像・仏具』では広目天とされているが妙見菩薩像と考えられる。</p> <p>光福 02 に較べて全体に鷹揚な造りとなっている。像容は光福 02 と大略一致するが、頭髪を美豆良とする点が異なる。千葉妙見の別当寺北斗山金剛授寺の縁起である『千葉妙見大縁起絵巻』では妙見菩薩の示現の像容として「びんずら結ひける童子」としており、また、かつて伊勢国岡本宮に伝来した妙見像（院命作 正安三年・1301）は美豆良を結う姿となっている。披髪も美豆良も童子であることを現す要素として採用されたものと考えられ、美豆良の妙見像があつて不思議はないが、千葉県内の中世制作の妙見像は全てが披髪像であることから、当像は江戸期に降つての造像とみるのが穏当だろう。</p> <p>妙見信仰に関する考察は光福 02 に同じ。</p>



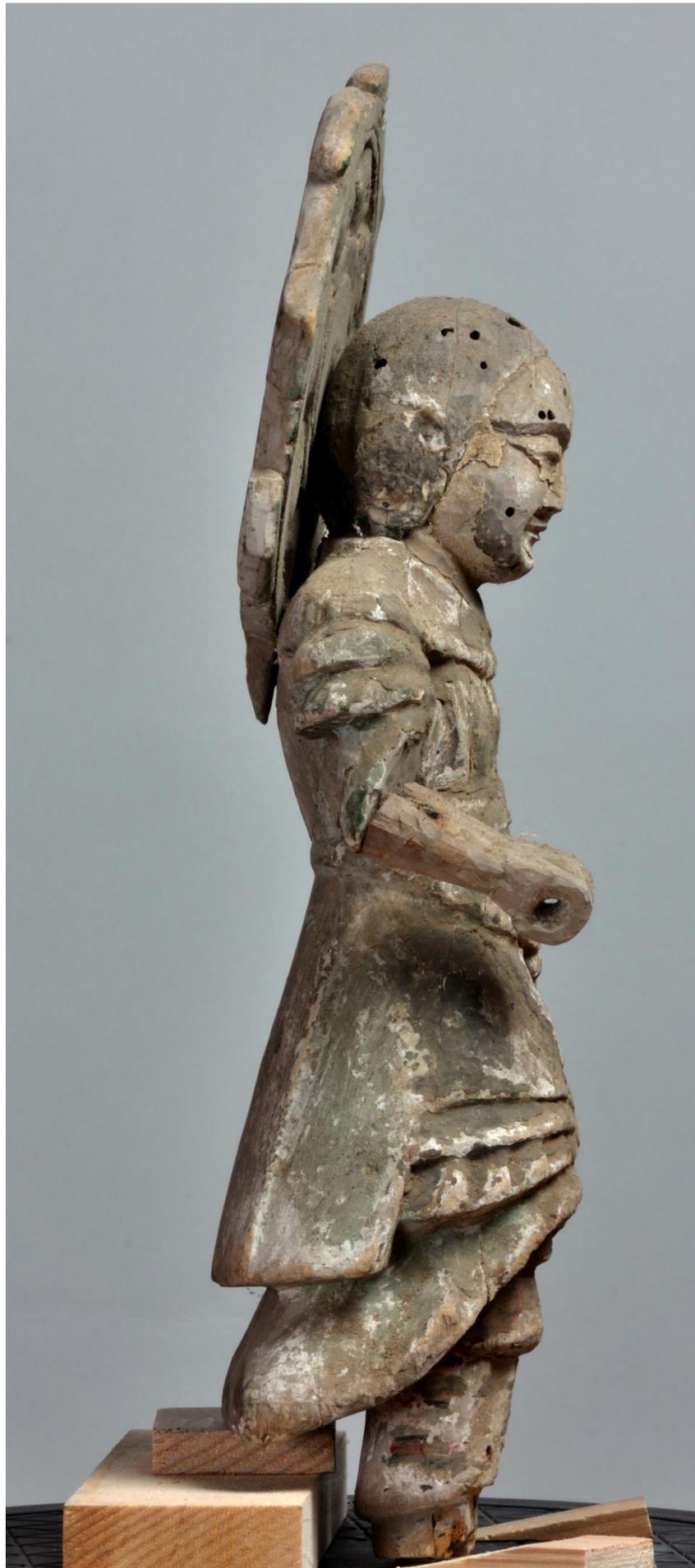
妙見菩薩立像（光福 03）正面



妙見菩薩立像（光福 03）右斜



妙見菩薩立像（光福 03）左斜



妙見菩薩立像（光福 03）右側面



妙見菩薩立像（光福 03）左側面



妙見菩薩立像（光福 03）背面



妙見菩薩立像（光福 03）頭頂



妙見菩薩立像（光福 03）底

資料 3

袖ヶ浦市指定文化財第二十六号 — 記念物 史跡 —
松見寺虚無僧墓碑

所在地 袖ヶ浦市三黒字定西大縄四一七
みくろあざじょうざいおおなわ

吾妻神社
あづま

管理者 御鉾神社

指定年月日 平成十四年二月六日

この場所にあった松見寺は、虚無僧寺として有名な一月寺（松戸市小金）の末寺で、江戸時代前期の寛永年間（一六二四〜一六四四年）に創建され、明治元（一八六八）年の戊辰戦争の際に焼失したと考えられています。

虚無僧は、普化宗（禅宗の一派）に属する有髪の僧で、天蓋と呼ばれる深編み笠をかぶり、首に袈裟をかけて尺八を吹き、諸国を托鉢して修行しました。

この三基の墓碑には、江戸時代の承応四（一六五五）年から文政四（一八二二）年までの間に死亡した五人の虚無僧の名が刻まれています。虚無僧の墓碑は、全国的に数少ない虚無僧寺が袖ヶ浦に所在したことを示す貴重な歴史資料になります。

令和二年二月

袖ヶ浦市教育委員会

※単色写真



松見寺虚無僧墓碑

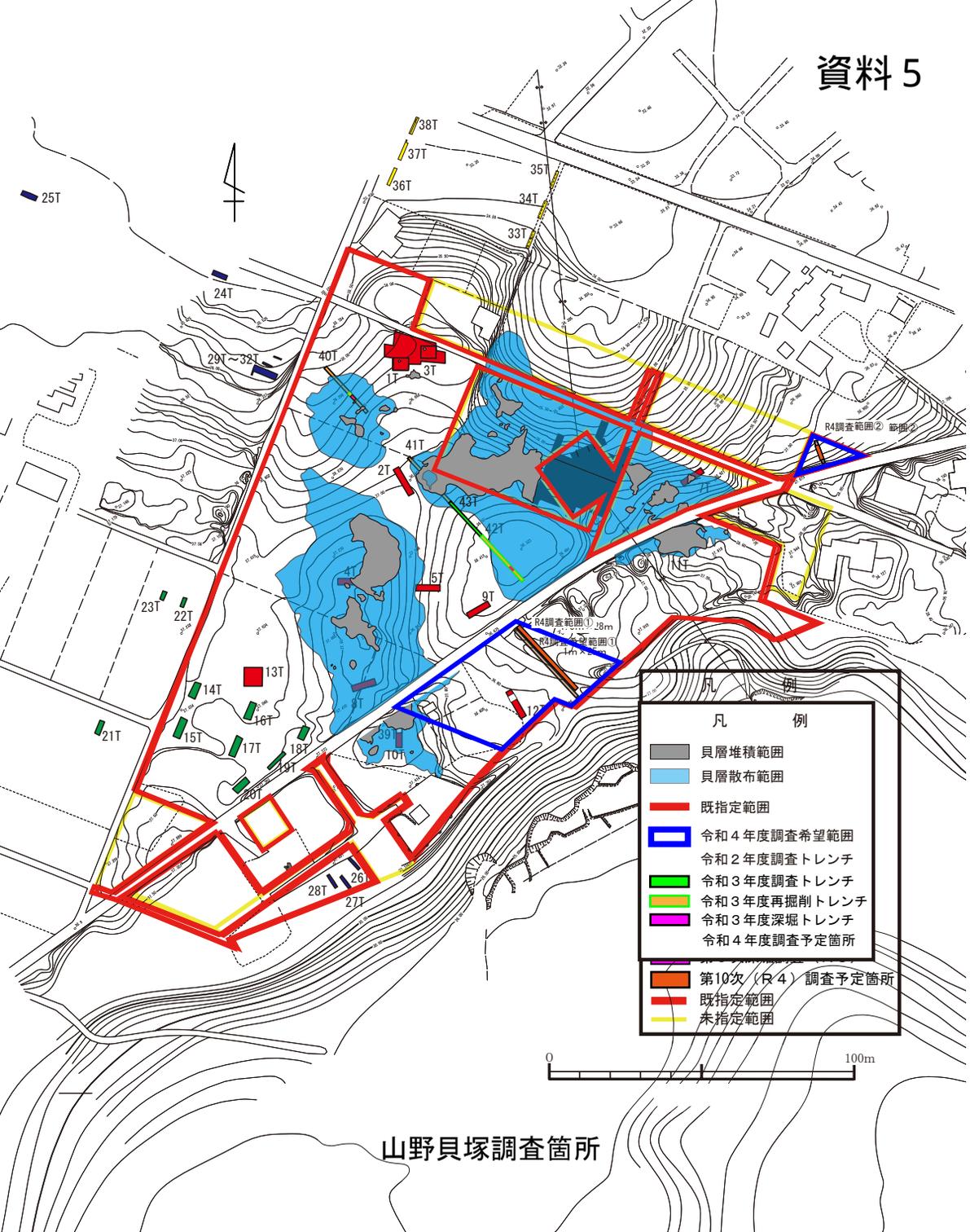
- ①・安迦海心和尚 承応4年(1655年)4月15日没
・三廣露月和尚 天和元年(1681年)12月1日没
・本空一無和尚 元禄4年(1691年)9月9日没
- ②戒雲盛光首座品位 享保17年(1732年)5月13日没
※しゅそほんい きょうほう
- ③靖然政甫和尚品位 文政4年(1821年)3月27日没
(松見寺の住職)

※首座は修行僧の中で第一位を勤める者、品位は僧侶の位階。

○文部科学省告示第百三十七号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第五十七条第一項の規定に基づき、令和四年十月三十一日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。
令和四年十月三十一日
文部科学大臣 永岡 桂子

名称	構造、形式及び大きさ	所在地
旧増川菅林署庁舎(展示館しようわ)	木造二階建、鉄板葺、建築面積一七〇平方メートル	青森県青森市浪岡大字三鹿沢字野尻一四一三四
旧松岡家住宅主屋	木造平屋建、茅葺、建築面積一三八平方メートル	山形県長井市歌丸字窪二一六二九
旧松岡家住宅前蔵	土蔵造平屋建、鉄板葺、建築面積三二平方メートル	山形県長井市歌丸字窪二一六二九
旧松岡家住宅後の蔵	土蔵造平屋一部二階建、鉄板葺、建築面積四六平方メートル	山形県長井市歌丸字窪二一六二九
旧松岡家住宅馬屋	木造平屋建、茅葺(鉄板板葺)、建築面積三二平方メートル	山形県長井市歌丸字窪二一六二九
旧松岡家住宅作業小屋及び牛舎	木造平屋建、茅葺(鉄板板葺)、建築面積六八平方メートル	山形県長井市歌丸字窪二一六二九
近岡家住宅主屋	木造平屋一部二階建、鉄板葺、建築面積三一平方メートル	山形県最上郡金山町大字飛森字谷口四九三
松田家住宅主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積一三九平方メートル	福島県伊達郡国見町大字貝田字町裏三
松田家住宅土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三三三平方メートル	福島県伊達郡国見町大字貝田字町裏三
松田家住宅表門及び板塀	表門 木造、瓦葺、間口二・五メートル、袖塀付 板塀 木造、鉄板葺、総延長二〇メートル	福島県伊達郡国見町大字貝田字町裏三
富田家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積三四二平方メートル	茨城県笠間市大郷戸字内川三七八
田島新一家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建物面積一九二平方メートル	群馬県伊勢崎市境島村字新地二一五八
旧公正會館	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造二階建、建築面積五二四平方メートル	千葉県銚子市新生町二丁目一五
安藤家住宅主屋	木造平屋建、茅葺(鉄板板葺)、建築面積一八七平方メートル	千葉県袖ヶ浦市代宿字野口一〇三七
安藤家住宅土蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積二〇平方メートル	千葉県袖ヶ浦市代宿字野口一〇三七
安藤家住宅稲荷社	木造平屋建、銅板葺、建築面積〇・五平方メートル	千葉県袖ヶ浦市代宿字野口一〇三七

旧助家住宅店舗兼主屋	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積一四七平方メートル	千葉県印旛郡酒々井町酒々井字上宿一六三六
亀井家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一四三平方メートル	東京都世田谷区松原一丁目二九一七
岡田日婦上人記念講堂	鉄筋コンクリート造地上四階地下二階建、建築面積八七八平方メートル	東京都杉並区堀の内二丁目三三七一他
旧板垣家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一〇四平方メートル	東京都足立区千住五丁目六六
旧赤星鉄馬邸	鉄筋コンクリート造地上二階地下一階建、建築面積三九二平方メートル 扉付コンクリート塀延長一三・三メートル付	東京都武蔵野市吉祥寺本町四丁目一八三三他
旧佐橋家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二二〇平方メートル	東京都調布市西つつじヶ丘一丁目二七
旧佐橋家住宅門	木造、鉄板葺、間口二・〇メートル	東京都調布市西つつじヶ丘一丁目二七一
本覚寺本堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積三二六平方メートル	神奈川県鎌倉市小町一丁目三〇二一
本覚寺客殿	木造平屋建、瓦葺、建築面積一六一平方メートル	神奈川県鎌倉市小町一丁目三〇二一
本覚寺庫裏	木造平屋建、瓦葺、建築面積一一七平方メートル	神奈川県鎌倉市小町一丁目三〇二一
本覚寺分骨堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積五三三平方メートル	神奈川県鎌倉市小町一丁目三〇二一
本覚寺鐘樓	木造、瓦葺、面積一二二平方メートル	神奈川県鎌倉市小町一丁目三〇二一
本覚寺手水舎	木造、銅板葺、面積四・六平方メートル	神奈川県鎌倉市小町一丁目三〇二一
本覚寺樓門	木造二階建、瓦葺、建築面積三〇平方メートル	神奈川県鎌倉市小町一丁目三〇二一
本覚寺大門	木造、瓦葺、間口三・二メートル、両袖脇透塀付	神奈川県鎌倉市小町一丁目三〇二一
小田原宿なりわい交流館(旧角吉店舗)	木造二階建、瓦葺一部銅板葺、建築面積七三平方メートル	神奈川県小田原市本町三丁目二四二
旧本多家住宅主屋	木造二階建、スレート葺、建築面積二二六平方メートル	神奈川県逗子市山の根二丁目二九七
旧足立家別邸主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一八二平方メートル	神奈川県三浦郡葉山町堀内字牛ヶ谷二〇一九
小鍛冶屋(旧高島家住宅)主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二四七平方メートル	新潟県新潟市西蒲区岩室温泉字居掛六六六



山野貝塚調査箇所